

韓国における企業会計諸基準設定主体 に関する一研究

大 島 正 克

1. はじめに
2. 企業会計諸基準設定主体の変遷
3. 企業会計諸基準設定主体およびその関連組織の検討
4. おわりに

1. はじめに

各国の制度会計を研究する場合、まず、その国の「企業会計原則」を中心とする会計諸基準や、「商法」、「証券取引法」、各種「税法」、その他会計に関連する法律や諸規定を研究することが、基本的な課題であることはいうまでもないが、そうした法律や諸規定の研究に関連して、とくに制度会計研究という立場から企業会計諸基準の設定主体を研究することも、制度会計がおかれている会計環境の解明という目的からみて、あながち無駄なことではないように思われる。

たとえば、昨今、アメリカなどでも企業会計の基準の設定主体について強い関心が払われ、1973年、財務会計基準委員会 (Financial Accounting Standards Board, FASB)¹⁾ の誕生をみるに至ったのも、設定主体が生み出した会計基準のみならず、生み出した機構そのものも検討すべきであるという考えがあったればこそと考えられる。

(10)

韓国における会計諸基準の設定主体をみると、それは財務部（日本の大蔵省にあたる）を中心とするパブリック・セクター（Public Sector）²⁾あるいはガバメント・セクター（Government Sector）としての設定主体であり、韓国が、最近模範としているアメリカとは基本的に異なっている。しかし、設定主体がパブリック・セクターだからといって、そこから生み出される会計諸基準が GAAP ではないという論理が成り立つとは、必ずしもいえないのではなかろうか。GAAP を基本的な形で伝えているといわれるアメリカでさえ、GAAP は大会計事務所の間で認められた会計処理からなる代替的会計方法の集大成化されたものとみる考え方もある程である³⁾。GAAP といえるかどうかについては、どのような目的で、設定主体は会計諸基準を制定・公表したか、あるいは、パブリック・セクターといっても、どの程度会計諸基準の制定・公表前に、広く利害関係者や有識者等から意見を入れているか、についても考えてみる必要があるのではないであろうか。

さらに、韓国が、パブリック・セクター型の設定主体をもたねばならなかった理由について、また、具体的に、設定主体あるいはもう少し広く設定主体群に属する機関や部門等について検討を加え、韓国における制度会計研究の一助としたい。

2. 企業会計諸基準設定主体の変遷

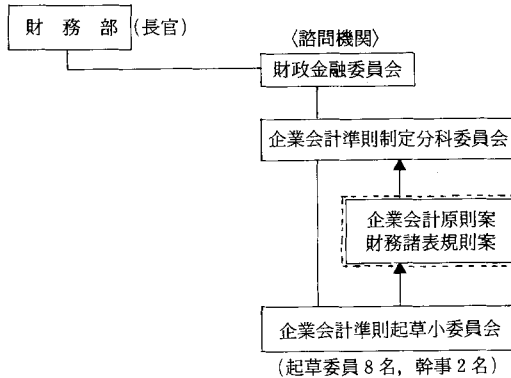
1. 1958年以前の状況

1957年、財務部長官の諮問機関であった財政金融委員会の中に、企業会計準則制定分科委員会が設置され、さらに起草委員 8 名・幹事 2 名が選出され、当委員会の中に彼らを構成員とする企業会計準則起草小委員会が設置された。1958年、「企業会計原則」は、企業会計準則制定分科委員会の公表による「中間報告」をもとにして、財務部告示として発表され、また同時に公表された「財務諸表規則」も1959年1月1日から財務部告示として施行

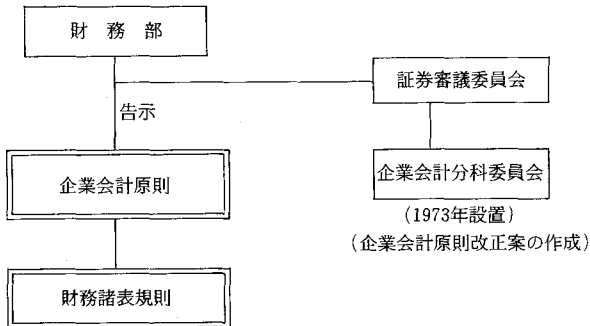
韓国における企業会計諸基準設定主体に関する一研究

された⁴⁾。以上を図示したのが〔図1〕〔図2〕である。

〔図1〕1958年「企業会計原則」設定前における設定主体



〔図2〕1958～1974年における会計の諸基準とその設定主体



「企業会計原則」「財務諸表規則」の設定過程から明らかなように、設定当初から、財務部主導型で設定作業がすすめられたことがわかる。とにかく、この「企業会計原則」「財務諸表規則」の制定は、それまで混乱してい

た企業会計制度を整備し、当時とくに求められていた「外貨の導入、企業の合理化、租税制度の整備、産業金融の適正化、証券市場の育成等⁵⁾」の課題を解決するための一つの時代的要請であると考えられたため、プライベート・セクターによる会計諸基準の制定をまつ時間的余裕はなかったものと推測できる。つまり政府とくに財務部は、国家経済発展の立場から、「企業会計原則」「財務諸表規則」の制定を強くおし進める必要があったと考えられるのである。

2. 1958～1974年の状況

1958年に制定された「企業会計原則」は、その後1976年に至るまで改正されなかったし、1959年より施行された「財務諸表規則」も、1964年に一部修正が行われたが、その後は改正されなかった。この間、[図6]の年表からも明らかなように、第1次・第2次・第3次の経済開発が実施され、法律等についても、1962年「証券取引法」の改正、1963年「商法」の改正、1965年「公認会計士法」の制定、1968年「資本市場育成に関する法律」の制定、1972年「経済の安定と成長に関する大統領緊急命令」の発表、1973年「企業公開促進法」の制定、「証券取引法」の改正など、経済社会における変化・発展には急激なものがあった。

このような経済環境の変化の中であって、「企業会計原則」「財務諸表規則」が、全くあるいはほとんど改正されなかったのは、当初からかなりの経済環境の変化にも対応できる弾力性があったとみるべきか、あるいは改正を加える程、役割として重要性がなかったとみるべきか、ということになるが、その後の経過から判断すると、やはり後者のようである。このような状況に対する対応策として、とくに国家経済の基本となる上場会社を対象とした会計の基準すなわち、1974年7月「上場法人等の会計処理に関する規程」が大統領令として、1975年4月「上場法人等の財務諸表に関する規則」が財務部令として公表され、以降、1981年12月まで、会計の基準の

韓国における企業会計諸基準設定主体に関する一研究

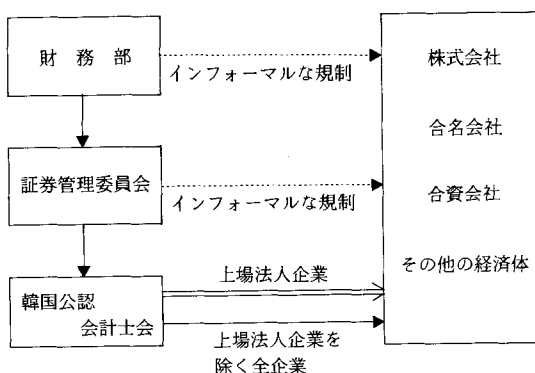
二元化時代を迎えることになるのである。

3. 1974～1981年の状況

韓国における職業会計人は、財務部の証券管理委員会およびその下位部門である証券監督院により、「証券取引法」「公認会計士法」および韓国公認会計士会の準則や規約というような法律や政令や規約のもとで、韓国公認会計士会を通して管理統制されている。

[図3]において、職業会計人による企業等への規制経路が示されている。すなわち、上場法人およびその他の企業等に対し、財務部および証券管理委員会が、韓国公認会計士会を通して規制しているのである。さらに、同じく[図3]から明らかなように、その規制力はパブリック・セクターのみにあり、財務部が、会計の諸原則の遂行に責任を負っているのみならず、その設定にも責任を負っている。こうしたパブリック・セクターとくに政府機関による統制のために、韓国の会計は、税務会計指向が強く、会計の諸規定も厳格化し、会計原則の改訂作業も遅延化するという傾向が生じてい

〔図3〕 企業に対する職業会計人による規制経路



(出所) KICPA, *op. cit.*, P. 215

(14)

た。したがって、この時点までは、その非弾力性のために、経済環境の変化や経営諸技術の発達にうまく対応しているとはいえない状況であったといわれている⁶⁾。こうした不適応化、遅延化に対する解消に一步を踏み出したのが、1981年の「企業会計基準」による企業会計の諸原則の一元化であるといえる。

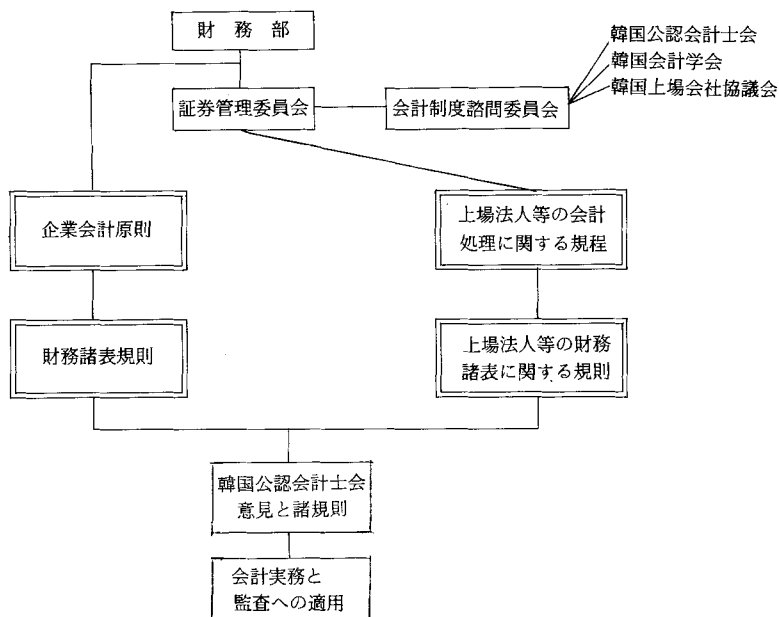
1974年(7月)から1981年(12月)にかけてのこの期間では、会計の基準が2組並列して存在することになった。一つは従来からあり一般企業に適用される「企業会計原則」・「財務諸表規則」であり、もう一つが上場法人等に適用される「上場法人等の会計処理に関する規程」・「上場法人等の財務諸表に関する規則」である。これら2組の会計の基準は、きわめて小さな相違点を除けば内容的にも形式的にも事実上同様なものであった。しかし、[図4]からも明らかのように、これら2組の会計の基準は、別々に設定され、適用対象も異なるということから、並列的に存在することとなったのである。その後、財務部は、こうした複雑化した状況を認識し、その改善への方向化を踏まえて会計の諸基準の改訂を、証券管理委員会の会計制度諮問委員会に要請している。その要請の主要なものに、比較財務諸表の作成、基本財務諸表の一つとしての財政状態変動表の認知等があった⁷⁾。その成果が、後、1981年の「企業会計基準」への一元化として現われることになるのである。

[図4] から次のことを知ることができる⁸⁾。

- ① 財務部は、会計諸基準の全設定作業を監督している。したがって会計諸基準設定の責任は、政府部門 (government sector) にある。
- ② 韓国証券管理委員会は、上場企業のための会計原則の設定に主要な役割を果たしている。また、会計制度諮問委員会は、韓国証券管理委員会の付属であり、上場企業のための会計原則の設定と説明に対する事実上の作業を行っている。
- ③ 韓国公認会計士会、韓国会計学会、韓国上場会社協議会は、一般に、

韓国における企業会計諸基準設定主体に関する一研究

〔図4〕 1974～81年における会計の諸基準とその設定主体



(出所) KICPA, *op. cit.*, p.216.

改訂作業を考慮して、韓国証券管理委員会や財務部へ意見あるいは草案を送る。

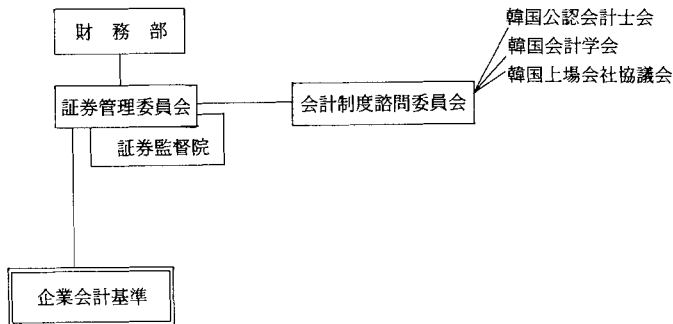
なお、それまでの「企業会計原則」および「財務諸表規則」は財務部の企業会計原則制定分科委員会によって設定されたが、当該委員会は廃止されている。以上のように、財務部は依然、会計諸基準を改訂する権限有しているのであるが、将来的には、アメリカのFASBタイプの新たな会計基準設定主体を創設するか、あるいは会計制度諮問委員会が、財務部に設定主体としてとってかわるか、ということなども期待されてはいたが⁹⁾、その実現化は未だみてはいない。

4. 1981年以降の状況

1980年12月に制定・公布された「株式会社の外部監査に関する法律」（企業体質の改善強化を目的としている法律）の第13条と「同法律施行令」の第6条の規定により、1981年12月23日、「企業会計基準」が、証券管理委員会により制定され、財務部長官の承認を受け、公布された¹⁰⁾。

この「企業会計基準」により、「上場法人等の会計処理に関する規程（1980年11月11日最終改正）」と「上場法人等の財務諸表に関する規則（1981年4月30日最終改正）」、「企業会計原則（1981年1月24日最終改正）」と「財務諸表規則（1981年6月3日最終改正）」という4つの会計諸基準が一本に統合されることとなった。以上より、1981年12月以降における「企業会計基準」とその設定主体を図示すると〔図5〕のようになると考えられる。

〔図5〕 1981年（12月）以降における会計の諸基準とその設定主体



1980年～1981年にかけての改正は、「過去と同様に財務部の主導のもとに行われたが、改正作業は証券管理委員会の会計制度諮問委員会で行われ、従来とは違って学界、企業界、会計実務界の意見を広く聴取して会計原則を定めたことは、従来と比べて一歩前進した方式であったといえる。（傍点筆者）」¹¹⁾ このことから依然財務部が設定主体の中核を担っているとはいっても、少なくとも従来のような閉鎖的な設定作業ではなく、開かれた

韓国における企業会計諸基準設定主体に関する一研究

設定作業を指向していることだけは推測しうるところとなっている。すなわち、韓国における会計基準設定主体の機構と、アメリカにおける会計基準設定主体の機構とを比較してみると、基本的にパブリック・セクターとプライベート・セクターという大きな相違があるにしても、機構の形式上については、韓国は、かなりアメリカ的な色彩を濃くしている傾向にあるといえる。その1つのあらわれが、1977年の証券管理委員会および会計制度諮問委員会の設置であろうし、1980年～1981年の改正作業において、広く各界から意見を集めようとした姿勢をとったことも、また1つのあらわれとみることができるのではなかろうか。

したがって、1981年以降の設定主体は、従来よりは開かれたものとなり、アメリカの傾向のみならず、広く国際的な傾向を、弾力的にとり入れられる方向に向かっていくものと考えられるし、また、韓国経済の国際化からみても、必然的にそうした方向に向かうものと考えられる。

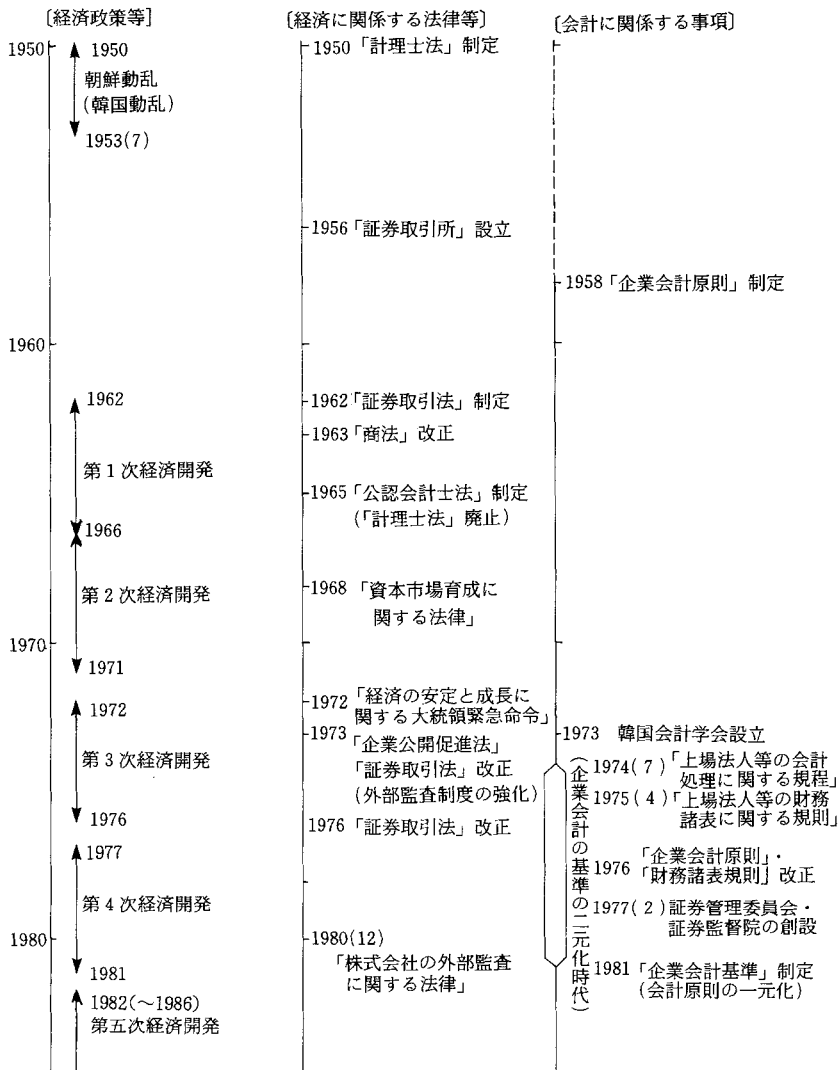
3. 企業会計諸基準設定主体およびその関連組織の検討

1. 財務部 (Ministry of Finance, MOF)¹²⁾

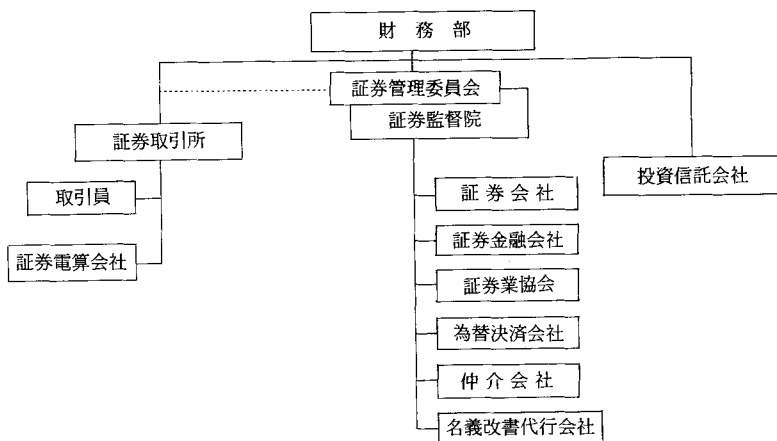
日本の大蔵省にあたり、証券関係の行政の総合的監督を司る。当初は、財務部理財局が担当していたが、証券市場の規模の拡大に伴い、1971年9月、証券保険担当官室が新設され、証券関係の行政はそこで担当されるようになった。さらに証券行政業務が急増したため、1973年3月、証券保険担当官室が発展的に解消され、証券保険局が設置された。その後、1976年12月には、「証券取引法」の第7次の改正が行われ、1977年2月9日、証券管理委員会が発足し、証券行政は、財務部証券保険局（証券第1課、証券第2課）と証券管理委員会が担当することになった。〔図7〕は、財務部を頂点とする韓国証券市場の管理体系を示している。

財務部は、証券行政に関する総合政策を立案・調整・執行する機能を有し、指導・監督にあたっている。

〔図6〕 韓国における会計年表



〔図7〕韓国証券市場管理体系



(出所) 『韓国証券市場制度 (1982)』 韓国証券去來所1982年 33頁。

証券第1課は、流通市場業務を中心に担当している。例えば次のような業務がある。

- ① 資本市場全般に関する総合的な政策の樹立および執行。
- ② 証券取引制度・上場制度等の流通市場に関する制度の調査、立案、および調整。
- ③ 証券管理委員会・証券監督院・証券取引所の業務監督。
- ④ 諸証券関係機関の経営指導。
- ⑤ 証券業、証券貯蓄業務、名義改書代行業務の許可。
- ⑥ 国社債の登録に関する業務。

証券第2課は、発行市場業務を中心に担当している。例えば次のような業務がある。

- ① 有価証券市場全般に関する政策の樹立および執行。
- ② 企業公開対象業種の選定・履行および企業公開審議会の運営。
- ③ 証券投資信託委託会社設立許可と委託会社および受託会社の業務の

監督。

- ④ 企業会計および財務諸表の調査研究。
- ⑤ 公認会計士制度の調査および企画政策の樹立。
- ⑥ 会計法人の設立認可および監督。

2. 証券管理委員会 (Korean Securities and Exchange Commission, KSEC)

(1) 証券管理委員会

証券管理委員会は、有価証券の発行、管理および公正なる取引と証券関係機関の監督に関する事項を審議・議決するために、1977年2月9日、財務部のもとに設置された機関である。

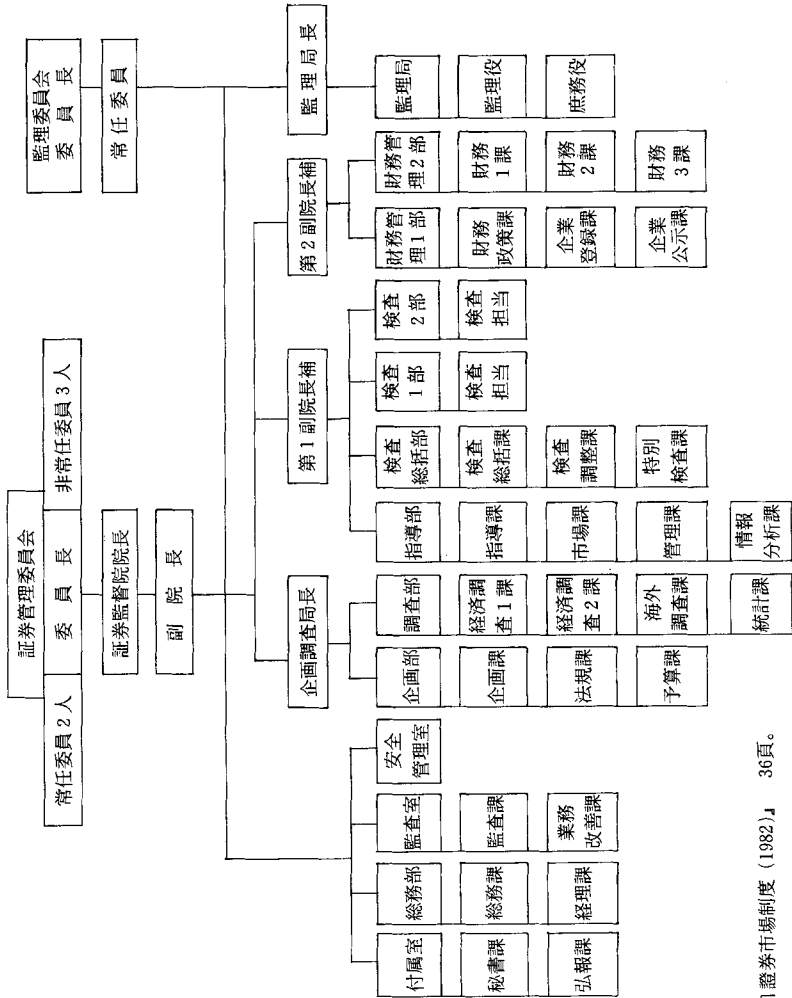
〔図8〕で示されるような機構となっている。財務部長官の要請で大統領の任命する3人の常任理事と、韓国銀行総裁・韓国証券取引所理事長・財務部次官等から成る3人の非常任委員の計6名で構成されている。委員長は、常任委員の中から大統領の任命によって、その任務につくことになっている。常任委員の任期は3年で、毎年1人ずつ交替することになっている。

当委員会の議決事項は、財務部長官に報告される。財務部長官は、その議決事項を、公益または投資者保護の観点から判断し、もし不適切なものと判断した場合、当委員会の議決事項の全部または一部を取消したり、その執行を停止することができることになっている。逆に財務部長官側から公益または投資者保護のために必要と認められることに関して、当委員会に対してその必要措置を要求されることがあるが、その場合は、当委員会が審議し決定を下すことになっている。

(2) 証券監督院

証券監督院は、証券管理委員会の指示・監督を受け、有価証券発行の促進とその管理およびその公正なる取引に関与する証券関係諸機関の監督と

〔図8〕証券管理委員会および証券監督院 機構表



(出所) 『韓国』証券市場制度 (1982)』 36頁。

検査を担当する機関である。

当監督院には、院長1人と2人の副院長が配置されている。院長は証券管理委員会の委員長が兼ね、副院長は、院長が要請して証券管理委員会の同意を得て、財務長管が任命する。任期は3年である。

当監督院の主要業務として次のようなものがある。

- ① 有価証券の登録に関する事項。
- ② 有価証券申告書に関する事項。
- ③ 上場法人の管理に関する事項。
- ④ 証券社会、証券金融会社、為替決済会社、証券業協会その他証券関係団体の検査に関する事項。
- ⑤ 場外取引の監督に関する事項。

3. 韓国公認会計士会 (Korean Institute of Certified Public Accountants, KICPA)

(1) 歴史的経緯と現状

1950年に「計理士法」が公布され、1954年には、韓国公認会計士会の前進である韓国計理士会が設立される。そして、1965年に「計理士法」は廃止され、「公認会計士法」が制定され、公認会計士制度がスタートをきることとなる¹³⁾。こうした動きに伴い、韓国計理士会も発展的に解消し、韓国公認会計士会が発足する。現在においても、韓国会計士会は韓国における唯一の職業会計士の組織である。公認会計士試験の合格者であり、財務部と韓国会計士会に登録した会計士により構成されている。また、この会の目的は、公認会計士の尊厳(dignity)の向上、業務の促進、会員の相互間の親交(mutual friendship)の拡大にあるとしている¹⁴⁾。

公認会計士が韓国において社会的に認識され始めたのは、最近のことである。つまり、経済の発達および会計環境の変化と相俟って、韓国の企業社会は、監査ならびに監査人の責任の重要性について認識をはじめ、とく

韓国における企業会計諸基準設定主体に関する一研究

に監査は、証券市場が拡大するにつれ発展してきたといえる¹⁵⁾。

1973年は、公認会計士にとって意義深い年であった。この年、「企業公開促進法」が制定され、それに伴い上場法人数が拡大し、また「証券取引法」が改訂され、上場法人企業に対して外部の独立した公認会計士の監査が強制されるに至った。一般に強制監査ともいわれ、アメリカや日本の制度のように企業側が自社の監査のために外部の独立した公認会計士を選択するのではなく、財務部が、監査対象企業の監査のために外部の独立した公認会計士を派遣する形式をとる監査制度である。また、上場法人は、新聞紙上に、財務諸表を公表することも義務づけられ、さらに、年次株主総会における利益処分は、監査済の数値に基づくべきであるとされるに至り、実務家および経営管理者は、次第に公認会計士の意見の重要性を認識するようになった¹⁶⁾。

以上のように、韓国における監査のほとんどは、証券取引法にそって遂行される強制監査であるので、公認会計士側にとってもそれが監査業務の基礎となっていることも事実である。しかし最近では、任意監査（自主的監査）が増大する傾向にある。

また韓国では、投資者のための監査ばかりでなく、銀行のための監査もある。つまり、韓国銀行(the Bank of Korea)から20億ウォン以上の借入金を有する企業に対しても、法律上、監査が求められている。さらに最近では、公認会計士による監査を、大学、短大、他の私立学校、あるいはある一定規模をもつ企業（5億ウォンの払込資本、または30億ウォンの総資産を有する企業）に対し監査を行うべきことが、政府側から示唆されている¹⁷⁾。

今後、公認会計士の需要もこうした状況から大いに伸びると予想されるし、公認会計士の活動それ自体も拡大するであろうと考えられる。

韓国公認会計士会の構成内容であるが、1人の議長(chairman)、2人の副議長、2人の法定監査人(statutory auditors)、6人の理事(directors)、1人の秘書、および教名の管理スタッフからなっている。また、3つの主

要な委員会、つまり調査委員会、倫理委員会、監査の品質管理委員会がある。さらに調査委員会には7つの下部委員会があり、会計原則、監査、税務、法律、国際会計、経営相談、公企業・政府会計に関する問題を検討している¹⁸⁾。

韓国公認会計士会には、1982年2月現在、1400名の公認会計士が会員として登録されているが¹⁹⁾、さらにその公認会計士に対しては、「証券取引法」および「公認会計士法」のもとで、財務部の認可により、パートナーシップを形成したり、監査法人を設立することが求められている。政府はまた、こうした監査法人や会計事務所を拡大するために、30名以下の会計事務所・監査法人によって監査可能な監査対象会社の規模を制限している。

韓国公認会計士会が会員のために行う教育訓練については、特殊会計、監査、税務問題に関して、3日間のセミナーとか2日間のセミナーなどを実施し、会員の質の向上をめざしている。

韓国公認会計士会の主要な刊行物には、意見書 (opinions)、規則 (rules)、監査基準、そして倫理コードがある。また、毎年『会計』(Accounting) という雑誌を発行している。

外国人の公認会計士も、業務上の制限はあるが、韓国内で実務を遂行している。彼らが韓国で資格を取得するためには、韓国の商法と税法上の諸規則に関するの口頭試験を受けることが求められる。外国の監査法人については、次の6法人が進出している。すなわち、

アーサー・ヤング (Arthur Young) (米国)

ターパーズ・アンド・ライブランド (Coopers & Lybrand) (米国)

ピート・マーウィック・ミッチェル (Peat, Marwick, Mitchell & Co.)
(米国)

プライス・ウォータ・ハウス (Price Waterhouse & Co.) (米国)

トウシュ・ロス (Touche Ross & Co.) (米国)

SGV・オブ・フィリピン (SGV of Philippines) (比国)

韓国における企業会計諸基準設定主体に関する一研究

である²⁰⁾。

(2) 公認会計士試験

韓国における公認会計士試験の内容および体系は、日本とほぼ同様である。

韓国における公認会計士の志願者は、財務部によって実施される3次にわたる公認会計士試験を受けなければならない。

1次試験は、2年間の大学教育を修了した学生には免除されるので、大学生ならば一般に2次および3次の試験を受けることになる。一次試験の目的は、志願者の一般教養の程度を知ることにある。試験科目として、会計原理および会計理論・経済理論・商法・英語の4科目があり、これらに対して客観式の試験が行われる。

2次試験は、会計学その他の商業関連科目に対する志願者の知識および応用力を判定するために行われる。試験科目として、会計原理・会計理論・原価計算・会計監査論・経営学の5科目がある。

3次試験は、公認会計士の業務を遂行するために、志願者つまり公認会計士補で2年間の実務補習の修了者に対して行われる実務能力の判定のための試験である。試験科目として、会計監査実務・税法実務・経営診断等があり、それらの計算実務問題として6問題(第1・2次の試験免除者はこれ以外に会計理論と原価管理の応用試験を受ける)が出題される。3次試験の合格者に対して、財務部から公認会計士証書が発行される。

また、各試験は1年に1回、ソウルで行われる。志願者は、次の試験にすすむためには、科目毎の合格ではなく、1度にすべての科目に合格することが求められている。試験の平均合格率は、1次試験が11%、2次試験が5%、3次試験が32%である。このことから公認会計士試験はきわめて厳しいものであることがわかる。財務部は、このような状況におけるさまざまな批判をかわすために公認会計士試験の諸規定の改訂を目下検討中である²¹⁾。

4. 韓国会計学会 (Korean Accounting Association, KAA)²²⁾

韓国会計学会は、1973年に設立された(会計学セミナー同友会を前身とする)学会であり、主に大学における会計学担当教員から構成され、1980年頃では、約120名の会員数を数えるに至っている。当学会の目的は次のようなところにおかれている。つまり、

- ① 会計学における研究活動の奨励と援助。
- ② 研究論文の発表や討論のための年次大会や特別会議の開催。
- ③ 会計学の研究雑誌、調査研究所、モノグラフの発行。
- ④ 会員相互間のデータの交換およびデータの提供。
- ⑤ 他の国内組織および国際組織との協調。

これまで当学会の活動は、それ程活発とは言えなかったが、会計士界、官界、実務界からの期待には大きいものがある。現在では会計の諸基準の設定にあたって、会計制度諮問委員会、証券管理委員会、証券監督院等へ意見を述べることなどが行われている。今後さらに会計の諸基準が国際的な影響を受けるに従い、専門的な研究集団として、韓国の会計の諸基準の設定に対する影響力も大きくなるものと予想される。

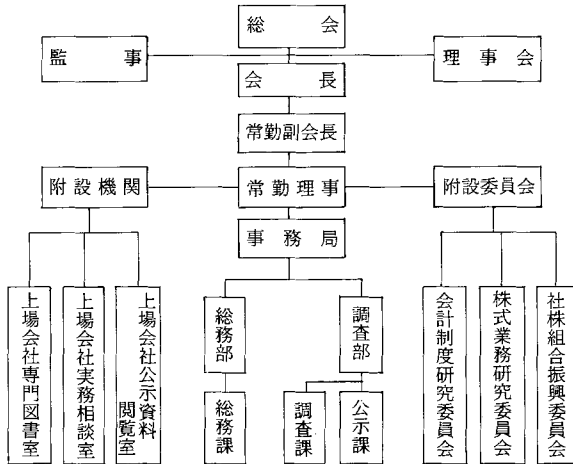
5. 韓国上場会社協議会 (Korean Listed Companies Association, KLCA)²³⁾

韓国上場会社協議会は、投資家を保護し、また証券取引所の上場会社に対する権益を擁護し、その親睦をはかるために、1973年12月18日に設立された社団法人である。証券取引所の上場会社は、当協議会の正会員となり、外部監査対象会社は申請により準会員となる。

〔図9〕で示されるような機構をとっている。当協議会の全会員によって構成されている総会が最上位に位置づけられ、その下に会長と若干名の副会長および30名の理事から成る理事会がある。業務執行機関としては事務局があり、調査部と総務部の2部から成っている。会長および副会長は、

韓国における企業会計諸基準設定主体に関する一研究

〔図9〕韓国上場会社協議会 機構表



(出所)『韓国証券市場制度 (1982)』47頁。

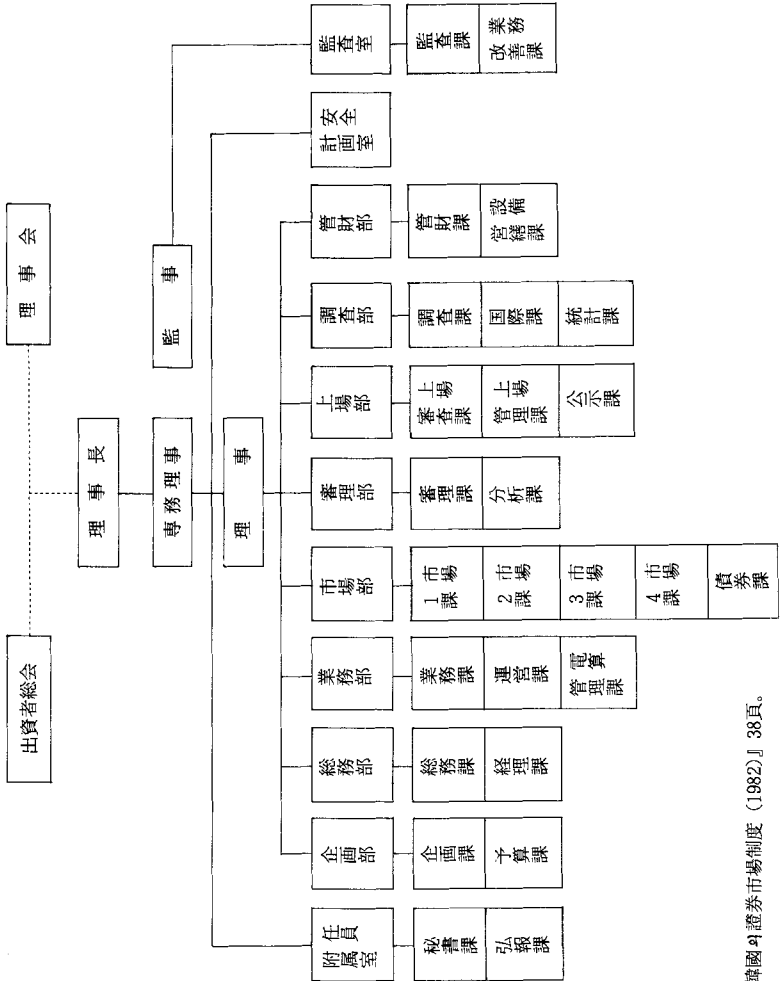
理事会で選任される。理事は会員の中から総会で選出される。常勤副会長と常勤理事は、会長の推薦で総会にて選任される。

当協議会は、3つの小委員会をもっている。会計制度研究委員会は、現行会計諸基準に対する上場会社の意見や、会計制度諮問委員会の提示による会計諸基準の草案に対する当協議会の見解の検討や、会員および準会員に対する現行会計基準の履行の指導等にあたっている。株式業務研究委員会は、上場会社の株式業務の統一改善にあたっている。また、社株組合振興委員会は、社株組合運営上当面する問題と組合業務の改善にあたっている。

当協議会の主要業務として、例えば次のようなものがある。

- ① 上場会社の公示制度に関する業務。
- ② 配当政策に関する協議。

〔図10〕 韓国証券取引所 機構表



- ③ 上場会社の広告・宣伝に関する業務。
- ④ 上場会社の会計および株式業務の統一改善に関する業務。

(出所) 『韓国証券市場制度 (1982)』 38頁。

韓国における企業会計諸基準設定主体に関する一研究

- ⑤ 社株組合に関する業務。
- ⑥ 登録法人と外部監査対象法人に関する諸業務の指導。
- ⑦ 関係機関に関する諸業務の建議。

6. 韓国証券取引所（韓国証券去来所）²⁴⁾

韓国証券取引所は、1956年2月11日に設立された。有価証券の公正なる価格の形成と安定およびその流通を図るために取引法に基づいて設立された特殊法人である。設立当時は、株式会社組織ではなかったが、1962年の「証券取引法」の制定によって株式会社組織に改組された。その後、1963年に、政府が出資し、公営制に改編され現在に至る（政府は資本金30億ウォンのうち、67.88%を出資）。その活動は財務部長官の監督下にあり、理事長も、財務部長官の要請により、大統領によって任命され、また、専務理事と理事は、理事長が推薦し、財務部長官が任命することになっている。また、その機構は〔図10〕のようになっている。

当取引所の主要業務として次のようなものがある。

- ① 有価証券市場の開設に関する事項。
- ② 有価証券市場の管理に関する事項。
- ③ 取引員の管理および登録等に関する事項。
- ④ 市場代理人の資格および登録等に関する事項。
- ⑤ 有価証券の上場に関する事項。
- ⑥ 上場証券の管理に関する事項。

4. おわりに

1958年に「企業会計原則」が制定され、さらに1959年から「財務諸表規則」が実施されて以来、それらは幾度か改正を重ねてきた。また、一時期、上場法人を対象とする会計の基準が制定されたりして、韓国の会計制度は、これまでかなり混乱した歴史をたどってきたのであるが、1981年末になり、

やっとうこうした混乱も落ち着きをとりもどし始め、整備されてきた状況にある。こうした会計の諸基準の制定や改正を担当する設定主体には、どのような機関があり、また、その機関はどのような目的で設定作業を遂行するのであろうか。このことの一部が明らかにされれば、パブリック・セクター型設定主体下の会計諸基準を理解しようとする場合、かなりの効果をもたらすものと考えられた。

以上の方針のもとに時代を1958年以前の状況、1958～1974年の状況、1974～1981年の状況、1981年以降の状況に区分し、それぞれの時代の設定主体と制定および改正される会計諸基準との関係を、できる限り明確に図式化するように努めてきた。その結果、やはり財務部が、いつの時代においても中核的な位置を占め、国家的な経済政策の一環としての会計諸基準の制定・改正においてその鍵を握っていたことが判明した。極端ない方が許されるとすれば、韓国の会計諸基準は、国家的な経済政策に合致すればGAAPとして認められる、ということも出来るのかも知れない。しかしこうした財務部の動きにも変化はみられた。つまり、最近では、会計諸基準の制定・改正においても、単に国家的サイドだけからそれがおし進められるのではなく、利害関係者や有職者の見解も次第にとり入れられ始めているということが判明してきたのである。こうした傾向が増大すれば、韓国の会計環境も、より一層豊かな弾力性に富むものとなるであろうことは明らかである。

後半では、証券市場制度との関係も考慮して、設定主体あるいはやや広く設定主体群を構成する機関や組織について、とくに機構表を参考にしながら検討を加えた。

注1) 財務会計基準委員会(FASB)については、例えば、新井清光著『国際会計研究』(中央経済社、昭和57年)63-104頁を参照。

2) パブリック・セクターおよびプライベート・セクターに関しての分

韓国における企業会計諸基準設定主体に関する一研究

- 類については、例えば、拙稿「国際会計基準のハーモニゼーションと設定主体についての分析」（『経営論集』第17巻第2号、昭和57年3月）43頁を参照。
- 3) 高寺貞男著『会計学パラドックス』（同文館、昭和59年）107-111頁。
 - 4) 韓国企業会計諸基準の制定および改正過程については、例えば、次のような文献を参照した。朴 範鎬稿「韓国会計基準の制定経過」（『亜細亜大学アジア研究所紀要』第9号、昭和57年）、高承禧稿「韓国『企業会計原則』に関する一考案」（『大阪大学経済学』第27巻第4号、昭和53年）、大雄令純・権泰殷稿「韓国の企業会計原則」（『アカデミア経済経営学編』第63号、昭和54年6月）、大雄令純・権泰殷稿「韓国会計原則の新展開」（『アカデミア経済経営学編』第72号、昭和56年9月）、梁 貴洙稿「韓国における会計制度の現状と問題点」（『企業会計』第36巻第9号、昭和59年9月）、李 海東著『企業會計基準解説』（ソウル：一潮閣、1983年）。
 - 5) 梁 貴洙稿「前掲稿」109頁。
 - 6) Korean Institute of Certified Public Accountants (KICPA), “Accounting in Korea”, in Adolf J. H. Enthoven ed., *Accounting Education in Economic Development Management*, North-Holland Publishing Co., 1981年, pp. 214-215.
 - 7) *Ibid.*, p. 215.
 - 8) *Ibid.*, p. 215.
 - 9) *Ibid.*, p. 217.
 - 10) 李 海東著『前掲書』5頁。
 - 11) 梁 貴洙稿「前掲稿」109-110頁。
 - 12) 財務部に関しては、主に『韓國証券市場制度(1982)』（ソウル：韓國証券去来所、1982年）33-37頁に基づいている。
 - 13) 李 海東著『前掲書』9頁。
 - 14) KICPA, *op. cit.*, p. 217.

- 15) *Ibid.*, p. 217.
- 16) *Ibid.*, p. 217.
- 17) *Ibid.*, p. 216—217.
- 18) *Ibid.*, p. 218.
- 19) 李 海東著『前掲書』10頁。
- 20) KICPA, *op.cit.*, p. 218.
- 21) *Ibid.*, p. 219, 李 海東著『前掲書』9—10頁。
- 22) 韓国会計学会については、主に、Sang Oh Nam, “Accounting Education in Korea,” in Adlf J.H. Enthoven ed., *op.cit.*, pp. 228—229に基づいている。
- 23) 韓国上場会社協議会については、主に、『韓國의證券市場制度(1982)』47—48頁に基づいている。
- 24) 韓国証券取引所については、主に、『同上書』37—39頁に基づいている。